

V 参 考

- (1) 動物虐待とは
- (2) 飼育指導が必要な事例
- (3) ボディーコンディションスコア
 - 馬-ボディーコンディションスコアによる栄養状態の評価
 - 犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)
 - ボディーコンディションスコア(BCS)の基準(犬)
 - ボディーコンディションスコア(BCS)の基準(猫)
- (4) 動物福祉とは
- (5) RSPCA福祉評価表
- (6) 英国の動物福祉法2006(抜粋)

(1) 動物虐待とは

| 積極的（意図的）虐待 | ネグレクト |
|---|--|
| やってはいけない行為を行う・行わせる | やらなければならない行為をやらない |
| <ul style="list-style-type: none">・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える・ 心理的抑圧、恐怖を与える・ 酷使 など | <ul style="list-style-type: none">・ 健康管理をしないで放置・ 病気を放置・ 世話をしないで放置 など |

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

(2) 飼育指導が必要な事例

馬の虐待（衰弱）事例の判決文において、「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項「虐待」とは、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠る行為を指すものであり、その代表的な行為として「みだりに給餌又は給水をやめることにより、衰弱させる行為」が例示されているものと解される。したがって、必ずしも愛護動物が「衰弱」していなければならないものではなく、著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分に与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記「虐待」に該当するものと言うべきである。」と一步踏み込んだ判断がなされました。

今は、法律で言う虐待まで行かないが、放置すればそのようになると判断される場合に改善させて、虐待に至らないようにするのが指導であり、「動物の愛護及び管理に関する法律」の下に定められた、4つの基準に基づき指導する。

殺傷については、すでに、法律で言う明らかな虐待行為に至っていると考えます。

○一般家庭における事例

- ・餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている。（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）
- ・餌を数日入れ替えず、腐っていたり、固まっていたりする。
- ・器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮なお水を飲むことが出来ない（獣医療上制限されているときを除く）。
- ・長毛種の犬猫が手入れをされず、毛玉に覆われている。
- ・爪が伸びっぱなしである。
- ・犬：繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、糞が犬の周りに何日分もたまり、糞尿の悪臭がする。

犬：外飼いの場合、犬小屋もなく、又はあっても大きな穴が開いていたりして、寒暑風雨雪等の厳しい

天候に晒されている。

- ・狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭や悪臭がする。
- ・動物が病気で苦しんでいても獣医師の治療を受けさせない。

○業者における事例

- ・ケージが狭くトイレと食餌のスペースの区別がない。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻がついていたりして不潔。
- ・幼令にもかかわらず、食事の回数を朝晩の2回しか与えず、また、それでよいと説明している。
- ・糞尿が堆積していたり、食べ物の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
- ・動物のからだ汚れている。
- ・駆虫・ワクチン等を含めた健康管理をしていない。
- ・病気に罹患しているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・獣医師の免許のない業者が、販売後の治療をしている。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない。（温度・湿度の調整も含む）
- ・ケージに動物を過密にしている。
- ・店内の音楽が大音量で犬が休めない。
- ・説明責任を果たしていない。（うその説明）
- ・西日が当たったりして建物内の温度が上昇、あるいは、その逆で、冬季の低温その対応をしない。

(3)ボディコンディションスコア

馬—ボディコンディションスコアによる栄養状態の評価

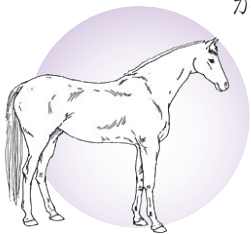
提供：馬の保護管理研究会

●はじめに 栄養状態を馬体から評価する尺度にボディコンディションスコアがあります。馬、牛、羊等の家畜等に使用され、飼養管理が適切かどうかの参考にします。

これは体の特定部分の皮下脂肪量を、外観と触った感じで評価するもので、二つの方式あります。一つは Hennekeetal.の9点式、もう一つは Carolland Huntingtonの5点式です。国際的には前者が多く用いられ、国内で出版されている『軽種馬飼養標準』にもサラブレッドをモデルにした評価法が載っています。

一方、たとえば英国の団体は多くが5点式を用い、必要に応じ0.5点単位で点数をつけます。本頁は、専門家以外の方々に役立てていただくことが狙いなので、より簡便な後者を紹介します。

以下の図は、英国馬協会の資料を参考にポイントを強調して描き起こしたものです。まず骨盤(お尻)の状態からスコアを出し、他の部位でのスコアがこれと1点以上違っていたら、±0.5を補正します。



理想はスコア2.5～3.5です。これは、軽くさわると肋骨にふれるが、肋骨は見えるか見えないかで、くっきり浮き上がってはいない状態で、尻は滑らかな丸みを帯びます。

2より低い馬、4より高い馬は働くのに適しません。

《骨盤》

角張り、皮膚はかたく張る。尻の肉は大きくへこむ。尾の下は深くくぼむ。

《背とあばら》

皮膚の下にあばらが浮く。背骨はくっきり突出。

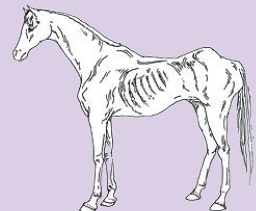
《頸》

顕著な鹿頸。つけ根は細くたるむ。

スコア

0

非常に痩せている



《骨盤》

骨盤と尻の頂点は突出。尻の肉はへこむが皮膚はしなやか。尾の下は深くくぼむ。

《背とあばら》

あばらのはっきりみえる。背骨が突出し両側の皮膚はたるむ。

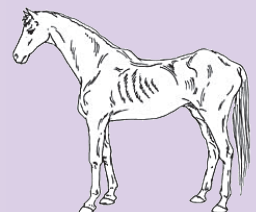
《頸》

鹿頸で、つけ根は細くたるむ。

スコア

1

痩せている



《骨盤》

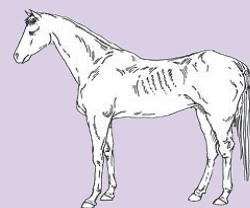
尻は背骨の両側とも平ら。尻の頂点は明瞭で、やや脂肪がつく。尾の下は軽くぼむ。

《背とあばら》

あばらがかろうじて見える。背骨はおおわれているが、ふれると脊椎の突起がわかる。

《頸》

細いがしまっている。



| スコア |
|------|
| 2 |
| やや細め |

《骨盤》

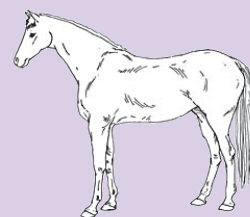
脂肪におおわれ丸みがある。溝はない。ふれると骨盤が容易にわかる。

《背とあばら》

あばらは薄くおおわれるが、ふれると容易にわかる。背の中央に溝はない。背骨はよくおおわれるが、ふれるとわかる。

《頸》

もりあがりのない（種雄馬ではもりあがる）、しまった頸。



| スコア |
|-----|
| 3 |
| 良好 |

理想はスコア 2・5 3・5

《骨盤》

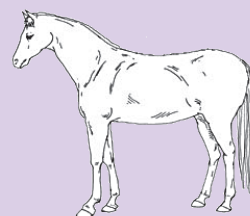
尾根にかけて溝がある。骨盤はやわらかい脂肪におおわれ、強く押さないとふれられない。

《背とあばら》

あばらはよくおおわれ、強く押さないとふれられない。背骨にそって溝がある。

《頸》

軽くもりあがる。



| スコア |
|-------|
| 4 |
| 太っている |

《骨盤》

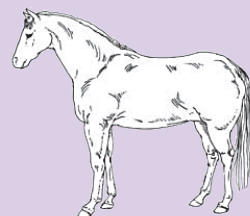
尾根にかけて深い溝がある。皮膚はふくらんで広がる。骨盤はうまり、ふれられない。

《背とあばら》

あばらはうまり、ふれられない。背にそって深い溝がある。背は広く平ら。

《頸》

顕著にもりあがる。非常に太くしまる。脂肪でしわができる。



| スコア |
|----------|
| 5 |
| 非常に太っている |

《補足》

馬の体型は品種、年齢によっても違いがあります。評価のポイントに注目するようにして下さい。

専門的な診断や判定には9点式をおすすめします。『軽種馬飼養標準』に詳細があるほか、インターネットで“[body condition score horse](#)”等で検索すれば海外の頁が多数見つかります。

蹄の病気である蹄葉炎は、様々な原因があげられていますが、カロリー過多の濃厚飼料やヘイキューブ、糖分の多い青草の食べ過ぎもその一つで、ポニーや肥満した馬に発症しやすいといわれます。発症すると激痛と跛行が起こり、薬物以外にも特殊な削蹄や蹄鉄が必要になることもあります。軽いうちに対処すれば予後もよいですが、中には劇症であったり、慢性化して徐々に進行し、最悪の場合は安楽死させなければならなくなることもあります。

夏毛の時期はスコアの判定は容易ですが、冬毛の時期、とくに毛の長い馬では骨が浮いても見た目では気づかず、飼主は太っていると信じているのに実はやせ細っている、ということもよくあります。気温が下がれば、馬は体温維持のため余分にエネルギーを必要とし、同量の飼料、運動量であっても痩せてくる場合があります。冬毛の長い馬ほどといねいに触わり、状態を確認する習慣をつけましょう。

雌馬に子供を生ませる場合はとくに妊娠と授乳のために必要な栄養分の増加に注意します。子供が生まれておなかが小さくなったからと、飼料を減らして痩せさせてしまう例がたまにありますが、授乳中は逆に飼料を増やさなければなりません。栄養管理の方法は必ず獣医師と相談して下さい。

飼料を計量していても、その時々で出来不出来で栄養価が変動します。寄生虫や歯の不整、その他健康問題から痩せることもあるので、飼料の計量と同時にボディコンディションにも注意し、不安や疑問があれば早めに獣医師に相談するようにしましょう。

犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)

*パトロネック, GJ: A manual to aid veterinarians in preventing, recognizing and verifying abuse. AHA, 1997 参照。

①身体的状態の尺度 ②気候における安全性の尺度 ③環境状態の尺度と ④身体的なケアの尺度
これら4つの得点(スコア)をベースにネグレクトのリスクを評価する。

①身体的状態の尺度

(長毛種においては、要触診。状態は、各犬種の通常の身体的状態と照らし合わせた上で解釈すべきである。)

●やせ衰え、やつれている状態

- ・一見ただけで、骨が突出した状態がわかる。
- ・身体に脂肪がついていることが認められない。
- ・筋肉の質量が激減していることが明らかに認められる。
- ・著しい腹部のくべれと砂時計型の身体。

5



●著しく標準体重を下回っている状態

- ・肋骨、腰椎、骨盤が見ただけで容易に確認できる。
- ・触って確認できる脂肪がない。
- ・多少の筋肉の質量の減少。
- ・目立った腹部のくびれと胴まで続いている砂時計型の身体。

4



●やせている状態

- ・腰椎の表面が目で確認でき、骨盤が目立ち始めている。
- ・肋骨は、容易に触って確認できる、もしくは触れずに見ただけで確認できる。触っただけでは脂肪がついていることは確認できない。
- ・胴と腹部がくびれているのが明らかである。
- ・筋肉の質量のわずかな減少。

3



●標準以下の体重でやや、やせている状態

- ・最小限の皮下脂肪。肋骨には容易に触れることができる。
- ・腹部のくびれが確認できる。
- ・ウエストが上から見たときに、しっかりと確認できる。
- ・筋肉の減少はない。
- ・猟犬のような身体が細い犬種においては標準的な体形。

2



●理想的な状態

- ・余分な皮下脂肪はついていなく、肋骨に触れられる。
- ・側面から見た時に、腹部が少しくびれている。
- ・上からみると、肋骨の後部にウエストが確認できる。

1



②気候における安全性の尺度（犬のサイズにあわせ、斜めの線からのスコアを当てはめる）

● 暖かい、もしくは暑い時

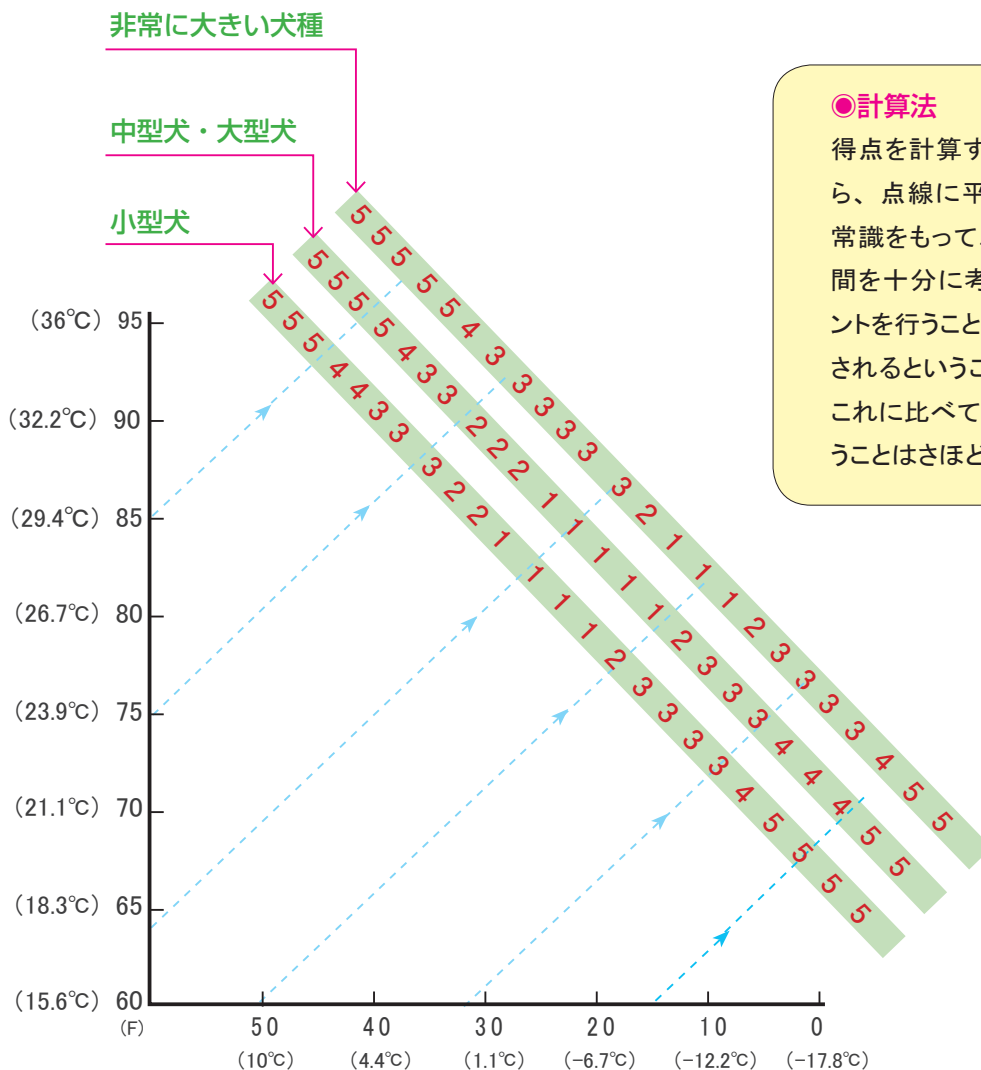
- ・水が飲める状態であれば、1点引く
- ・犬が日陰にいて、直射日光から守られている状態であれば、1点引く
- ・犬が短頭症であれば、1点足す
- ・犬が肥満状態であれば、1点足す

● 涼しい、もしくは寒い場合

- ・小型犬であれば、1点足す
- ・雨・みぞれに犬がさらされている状態であれば、2点足す
- ・北国の犬種、もしくは毛深い犬種であれば、1点引く
- ・適切な犬小屋と寝床があれば、1点引く
- ・寒い気候に順応した犬である場合、1点引く

● 全ての気候において

- ・犬が月齢六ヶ月以下の場合、もしくは高齢犬の場合、1点足す



● 計算法

得点を計算するには、現在の気温の位置から、点線に平行した線を引き点数を定める。常識をもって、犬がその気温にさらされた時間を十分に考慮した上で、リスク・アセスメントを行うこと。例えば、短時間で高温にさらされるということは、命に関わりかねないが、これに比べて、同じ時間寒さにさらされるということはさほど危険ではない。

軸に記してある数値は、華氏 (F°) で、犬がさらされている温度をあらわしている。

③環境状態の尺度

5

劣悪な状態

糞尿が何日間・何週間分もたまっている。呼吸が困難になるような悪臭。大量のごみがある状態。リラックスした姿勢で休むことや、通常の姿勢を保つことを妨げている、もしくは動物の身に危険が及ぶような状態（あるいは、これら全ての状態を満たしている。）動物が糞尿、泥、よどんだ水との接触を回避することが困難、もしくは不可能な状態。餌と飲み水は汚染されている。

4

非常に不衛生な状態

糞尿が何日間分もたまっている。動物が、糞尿との接触を回避するのは困難な状態。リラックスした姿勢で休める状態、もしくは動物の動きを妨げるぐらいのごみの量がある。とがったものやガラスにより、動物が傷つく可能性がある。呼吸することが不愉快であるぐらいの悪臭。水溜りや泥を回避することが困難な状態。

3

不衛生な状態

何日間分かの糞尿がたまっている状態。動物が糞尿との接触を回避できる状態。においは多少気になる状態。ごみはあるが、それが、動物がリラックスした状態で休んだり、動物の通常の姿勢を妨げることはない。

2

最低基準ぎりぎりの状態

①の許容できる衛生状態より多少不衛生であるかもしれないが、ほぼ同じ状態。1～2日分以下の糞尿がたまっている状態。多少散らかっている。

1

許容できる衛生状態

乾燥していて、糞尿の無い環境。餌と飲み水は汚染されていない。リラックスした姿勢で休むこと、通常の姿勢を保つこと、動物の動きを妨げない環境であり、犬に害を及ぼすようなものが環境に存在しない状態。

「環境」とは、犬舎、サークル、庭、ケージ、納屋、部屋、縛り付けられている場所など、動物が大半の時間を過ごす場所のことである。犬を特定のカテゴリに分類するには、上記の全ての状態を確認できなくてもよい。

④身体的ケアの尺度

5

劣悪な状態

毛玉と汚れで著しく不衛生で、それにより、通常の動作や視界が妨げられている状態。会陰部に糞尿がたまり、それによりただれている状態。毛が一枚のマットのようにつながっている。毛を完全に切ってしまう限り、グルーミングのできない状態で、毛玉の中にごみが引っかかっている状態。爪は伸びすぎにより曲がっており、肉球を傷つけている可能性もある。こうなった場合、足が正常な位置におさまらず、歩行が困難、もしくは苦痛を伴うことになる。首輪やチェーンをつけている場合、首に食い込んでいる可能性もある。

4

不健康な状態

毛玉がたくさんあり、くしやブラシでからみ合った毛を元に戻すことは不可能な状態。毛玉の中にごみが引っかかっている場合もある。毛をかなり切らないと、毛玉を排除できない状態。長く伸びた爪により、足が正常な位置におさまらず、通常の歩行の妨げになる可能性もある。糞尿により、会陰部がただれている可能性もある。首輪やチェーンをつけている場合、それはきつく、皮膚がすれている可能性がある。

3

ボーダーラインの状態

毛玉はたくさんあるが、毛を完全に切らなくてもグルーミング可能な状態。会陰部に糞尿がたまることはなく、それによるただれもない。爪はしばらく切られていない状態にあり、それにより犬の歩行に影響される場合がある。首輪やチェーンをつけている場合、少しくつめで、首の毛をすり減らしている可能性がある。

2

世話を多少怠った状態

毛は多少汚く、少し毛玉もあるが、すぐにもとに戻せる状態。ブラシやくしによりグルーミングができる状態。爪も切る必要がある。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。

1

適切な状態

清潔で、毛もその犬種に適した長さであり、ブラシやくしがすっと通る状態。爪は、床に触れない、もしくは床すれすれの長さ。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。



犬を特定の категорияに分類するに当たって、上記のリストに記載されている全ての状態に当てはまらなくてもよい。尺度の使用者がどの категорияに犬が最も当てはまるかを考慮するべきである。この尺度は、獣医療の必要な状態（骨折など）におけるアセスメントを行うためのものではなく、こういった場合、TACCの結果が必要なアセスメントの妨げになってはならない。

各尺度からの、TACCの得点の解釈

TACC の得点のアセスメントは、①身体的状態、②気候における安全性、③環境状態と④身体的なケアのいずれかにおける得点（スコア）をベースにして行われる。






多数の尺度を用いた場合、最も高得点を記録した尺度の点数を用いてネグレクトのリスクを評価するべきである。多数の尺度における高得点は、一つの尺度でのみ高得点を記録した場合と比較して、より深刻なネグレクト、リスク、非人道的な扱いが存在する可能性を示している。

| スコア | 身体的状態、身体的ケア、及び環境状態の尺度 | 気候の状態の尺度 |
|---------|---|---|
| 5 以上 | 著しいネグレクトと非人道的な扱い。動物を保護するべく積極的に動かねばならない、危機的状況。 | 生命にかかわるリスクが存在する。リスクを軽減するために、すぐさま介入が必要な状態（飲み水や寝床の確保）。 |
| 4 | 重度のネグレクトか非人道的な扱い（もしくは両方）の痕跡が明らかにある。（ただし、動物の状況に関しては、獣医学的な理由がある場合を除く。）早急な改善が必要な状況。 | 危険な状態になりつつある。リスクを軽減するため、早急な介入が必要（飲み水、日陰、寝床の確保、もしくは室内飼いにする）。飼い主に対して、リスクの警告を行い、必要な環境について説明する。 |
| 3 | ネグレクトの指標が存在する。時宜にかなったアセスメント、改善か、状況のモニタリング（もしくはこの全て）が必要な状況。 | 犬種、時間帯、外飼いであるか否かにより、危険につながる可能性がある状況。飼い主に対して、リスクと必要な環境について啓発する。 |
| 2 | 世話を多少怠っているか、何らかの理由で動物にとって居心地の悪い状況。適切に評価し、飼い主と注意点について話し合う。必要であれば、飼育方法の改善について助言を行う。 | リスクは低いですが、状況进行评估し、必要であれば、注意点や適切な環境に必要な点について、飼い主と話し合う。 |
| 1 以下 | 尺度をベースとした結果においては、ネグレクトが行われている痕跡はない。 | リスク要因はない。 |

注意点


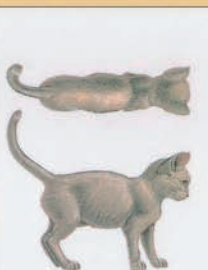



TACC の得点は、ネグレクトの存在する可能性を評価するため、通報された動物虐待のケースに関する調査の優先順位を定めるため、そして調査機関がケースの内容をまとめるために用いるべき単純なスクリーニングツールである。TACC の得点は、獣医師や法的機関によるアセスメントの代用として用いられるべきではない。TACC の得点が低くても、虐待やネグレクトと判断される可能性があり、動物や環境の詳細な観察により獣医療が必要であると判断されることもあることを、常に念頭においておくこと。

ボディコンディションスコア(BCS)の基準(犬)

| BCS | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---|---|---|---|---|
| |  |  |  |  |  |
| | 削 瘦 | 体重不足 | 理想体重 | 体重過剰 | 肥 満 |
| %理想体重 | ≤85 | 86—94 | 95—106 | 107—122 | 123≤ |
| %体脂肪 | ≤5 | 6—14 | 15—24 | 25—34 | 35≤ |
| 肋 骨 | 脂肪に覆われず容易に触知できる | ごく薄い脂肪に覆われ容易に触知できる | わずかに脂肪に覆われ触知できる | 中程度の脂肪に覆われ触知が困難 | 厚い脂肪に覆われ触知が非常に困難 |
| 腰 部 | 皮下脂肪がなく骨格構造が浮き出ている | 皮下脂肪はわずかで骨格構造が浮き出ている | なだらかな輪郭またはやや厚みのある外見で、薄い皮下脂肪の下に骨格構造が触知できる | なだらかな輪郭またはやや厚みのある外見で、骨格構造はかろうじて触知できる | 厚みのある外見で骨格構造は触知困難 |
| 腹 部 | 腹部の凹みは深くなり強調された砂時計型を呈する | 腹部の凹みがあり顕著な砂時計型を呈する | 腹部の凹みがあり適度な腰のくびれがある | 腹部の凹みや腰のくびれはほとんどあるいは全くなく、背面はわずかに横に広がった状態 | 腹部が張り出して下垂し、腰のくびれはなく背面は顕著に広がった状態/脊柱周囲が盛り上がるなど溝を形成することがある |

日本ヒルズコルゲート株式会社提供

ボディコンディションスコア(BCS)の基準(猫)

| BCS | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---|---|---|---|---|
| |  |  |  |  |  |
| | 削 瘦 | 体重不足 | 理想体重 | 体重過剰 | 肥 満 |
| %理想体重 | ≤85 | 86—94 | 95—106 | 107—122 | 123≤ |
| %体脂肪 | ≤5 | 6—14 | 15—24 | 25—34 | 35≤ |
| 肋 骨 | 脂肪に覆われず容易に触知できる | ごく薄い脂肪に覆われ容易に触知できる | わずかに脂肪に覆われ触知できる | 中程度の脂肪に覆われ触知が困難 | 厚い脂肪に覆われ触知が非常に困難 |
| 骨格の隆起 | 容易に触知できる | 容易に触知できる | — | — | — |
| 腹 部 | 腹部の凹みは深くなっている | 腰のくびれがありごく薄い脂肪層が触知できる | 適度な腰のくびれがあり、腹部はごく薄い脂肪層に覆われる | 腰のくびれはほとんどあるいは全くなく、腹部は丸みを帯び中程度の脂肪に覆われる | 過剰な脂肪の沈着によって膨満し、腰のくびれがなくなる脂肪は腰部、顔、あるいは四肢に蓄積することもある |

日本ヒルズコルゲート株式会社提供

(4)動物の福祉とは

○ **福祉の定義** 肉体的・精神的に十分に健康で、幸福であり、環境にも調和していること。

○ **動物のニーズ** 人間以外の動物の一生の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共有しているが、飼育下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができない。これらの状況において、人間は出来る限りその動物が苦痛を受けずに生活が出来るようにする義務がある。

○ **動物の福祉はそれぞれの動物の一生の基本的ニーズを満たすことである。**

○ **動物の福祉は感情の問題ではなくて行動規範である。**

○ **動物の福祉は科学である**

- ・ 動物の苦痛は科学的に測定できる。
 - ・ 動物の行動は福祉の指標である。
 - ・ 動物の福祉の科学は国際的に認められた学問である。
 - ・ 多くの政府は動物福祉の部局を持ち、閣僚を配している。
-

◎ **苦痛とは**

- ・ 苦痛は広範な感情の不安な状態と定義付けることが出来る。
 - ・ 痛み、不快、傷害、疾病、失調、極度の疲労、恐怖、欲求不満、社会的仲間の喪失、その他人間が気付いていない苦痛の状態として現れる。
 - ・ 動物の苦痛を言うときに、今までは、一般的に肉体的な痛みしか取り上げられてこなかったが、今では精神的苦痛も重要視されている。
-

◎ **5つの自由（フリーダム）**

- 1 飢えと渇きからの自由
- 2 不快からの自由
- 3 痛み、負傷、病気からの自由
- 4 恐怖や抑圧からの自由
- 5 自然な行動をとる（本来の習性を発揮する）自由

(5) 動物福祉評価表 (5フリーダムに基づいた福祉評価)

RSPCA では、査察員が動物の飼育管理の状態を調査するのにわかりやすい5フリーダムに基づいた動物福祉評価表 (イエス・ノーでチェック) を作成し、飼い主や管理者にもその結果を渡すことによって、改善しやすくし、効果が上がっているといわれています。RSPCA の査察員が扱う事例でもそのほとんどは飼い主や管理者を指導して改善させることで、裁判にまで持っていく事例はほんの一部なのです。早い時点で改善させられることは、動物も苦しまなくて済むのですから、虐待を未然に防ぐことに繋がります。

参考までに、以下に、その動物福祉評価表の内容を挙げてみます。

◎ RSPCA Animal welfare assessment (動物福祉の評価)

下記の項目は、RSPCA 査察員による、動物飼育状況の評価です。

No にチェックがついている項目は、動物福祉の確保のために改善が必要とされます。

※ RSPCA 査察員により記入

| 適切な食べ物が与えられているか | | Yes | No |
|----------------------------------|---------------------------------|-----|----|
| 1 | 動物はいつでも水が飲める状態ですか？ | | |
| 2 | 動物は栄養的に適切な食事を与えられていますか？ | | |
| 適切な環境が与えられているか | | Yes | No |
| 3 | 動物は適切な環境に置かれていますか？ | | |
| 4 | 環境は清潔ですか？ | | |
| 5 | 危険物が環境に置かれていませんか？ | | |
| 6 | 悪天候のときに保護するシェルターがありますか？ | | |
| 7 | 快適な休息場所がありますか？ | | |
| 痛み、怪我、病気や苦痛 (恐怖や抑圧も含む) から護られているか | | Yes | No |
| 8 | 動物が痛み、怪我、病気、苦痛から護られていますか？ | | |
| 9 | 動物が恐怖や抑圧から護られていますか？ | | |
| 自然な行動 (習性) がとれているか | | Yes | No |
| 10 | 動物が正常な行動をとれるだけの適切な環境が与えられていますか？ | | |
| 他の動物と共に暮らす、あるいは離れている自由はありますか | | Yes | No |
| 11 | その動物は特定の社会的仲間が必要ですか？ | | |

◎ 動物福祉評価 - 警告通知書

あなたにはあなたの動物を適切に世話をする法的責任があります。この通知書に書かれているウェルフェアアドバイスに従わなかった場合、動物福祉法 2006 によって告発されることもあります。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • RSPCA インспекターの適切な飼育管理基準に基づいた意見 • どうように改善が必要か • 改善の期限 • 期限直後の査察 |
|--|

(6) 英国の動物福祉法 2006 (抜粋)

前置き

3 条 動物に対する責任

- (1) この法律では、動物の責任者は、永続的であれ、一時的であれ、動物に関する責任者である者を指す
- (2) この法律では、動物に対する責任を負うということには、主導権を持ち管理するという事も含まれる
- (3) この法律では、動物の所有者は、常に動物の責任者とみなされる
- (4) この法律では、16 歳以下の者の保護者は、その保護下・管理下にある 16 歳以下の者が責任を負う動物に対する責任者でもある

危害の防止

4 条 不必要な苦痛

- (1) 以下の場合は法律違反とみなす
 - (a) 行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
 - (b) 行為もしくは行為の欠如が苦痛をもたらすもしくは苦痛をもたらす可能性が高いということを知っていたもしくは知っているはずであり、
 - (c) 動物が保護動物であり、かつ、
 - (d) 苦痛が不必要である
- (2) 以下の場合は法律違反とみなす
 - (a) 動物の責任者であり、
 - (b) 他者の行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
 - (c) このようなことが起こることを妨げなかった、もしくはあらゆる状況下においてこのようなことが起こることを防止する手段をとらなかった (他者の監督、その他の手段) かつ、
 - (d) 苦痛が不必要である
- (3) 本項において、苦痛が不必要であるか否かを判断するために以下のことを考慮すること

- (a) 苦痛が適切に回避・軽減できたか否か
- (b) 苦痛をもたらした行為が法律もしくは法律のもとに規定された適切な手段や資格に準じて行われたものであるか否か
- (c) 苦痛をもたらした行為が以下のような正当化される目的のためのものであったか否か
 - (i) 動物に利益をもたらすことが目的のもの
 - (ii) 人間、所有物、もしくは他の動物を保護することが目的のもの
- (d) 問題の行為の目的に値する苦痛であったか否か
- (e) 問題の行為が資格のある、人道的な者が行ったものであるか否か
- (4) 本項における事項は適切かつ人道的な動物の処分に当てはまるものではない

8 条 動物を闘わせることなど

- (1) 以下のことを行った場合法律違反とみなす
 - (a) 動物を闘わせることを行うこと、もしくはそれを試みること
 - (b) 動物を闘わせる場への入場料としてそれとわかっていて、料金を受け取ること
 - (c) それとわかっていて、動物を闘わせることを宣伝すること
 - (d) 動物を闘わせる場へ出席できるようもしくは出席を促すことを意図して動物を闘わせることに関する情報を提供すること
 - (e) 動物の闘いの結果もしくは動物の闘いの最中におこりうる出来事について賭けをすることもしくは賭けに応じること
 - (f) 動物を闘わせることに参加すること
 - (g) 動物を闘わせることに用いることを意図して、動物を闘わせることに関連したことに使うために作られたもしくは改良されたものを所有すること
 - (h) 動物を闘わせることに関連することに用いるために動物を飼育もしくは訓練すること
 - (i) 動物を闘わせることに用いるために土を所有すること
- (2) 法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに動物を闘わせる場にいることは、法律違反である

- (3) 法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに以下のことを行った場合、法律違反とみなす
- (a) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を供給すること
 - (b) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を出版すること
 - (c) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を他人に見せること
 - (d) それとわかっていて、供給することを意図として、動物を闘わせたもののビデオ録画を所有すること
- (7) 本項においては、「動物を闘わせること」とは、保護された動物が、闘うこと、格闘すること、もしくはそれをいじめることを目的として、他の動物もしくは人間と同じ場所に置かれることである

福祉の推進

9 条 福祉を保障するための動物の責任者の義務

- (1) 良い世話の実行のために必要と定められているところまで実践する責任を負う動物のニーズを満たしていることをあらゆる状況下において保障するために適切な手段を講じない場合、法律違反となる
- (2) この法律においては、動物のニーズには以下のことが含まれる
 - (a) 適切な環境のニーズ、
 - (b) 適切な食餌のニーズ、
 - (c) 通常の行動パターンを表現することのニーズ、
 - (d) 他の動物といっしょにもしくは隔離して生活することのニーズそして
 - (e) 痛み、苦痛、外傷や疾病から守られることのニーズ
- (3)(1) を適用するときには特に以下のことが含まれる
 - (a) 法律で規定された動物を保有する目的
 - (b) 法律で規定された動物に関連する活動
- (4) 本項における事項は適切かつ人道的な動物の

処分に当てはまるものではない

10 条 改善通知

- (1) 動物査察官が、9(1)を遵守していないと思った場合、その者に対して以下の内容を通告することができる
 - (a) 上記の自分の意見を伝える
 - (b) どのようにその者が法律を遵守していないかの詳細を伝える
 - (c) 法律を遵守するために講じなければならない手段を伝える
 - (d) 上記の手段を講じなければならない期間を伝える
 - (e)(2) 及び (3) の実施内容の説明する
- (2)(1) の通告（「改善通知」）を行った場合、9(1)に規定された訴訟の手続きは以下の事項に関する(1)(d)（「遵守期間」）に規定された期間が終わる前に行うことはできない
 - (a) 通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b) 遵守していないという行為の継続
- (3) 改善通知に規定された手段が遵守期間の終わる前に講じられた場合、以下のことに関して9(1)に規定された訴訟の手続きを行うことはできない
 - (a) 通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b) 通知に規定された手段を講じる前の、遵守していないという行為の継続
- (4) 査察官は、改善通知に規定された遵守期間を延長もしくは更に延長することができる

抑圧状態にある動物

18 条 抑圧状態にある動物に関する権限

- (1) 査察官もしくは警察官が保護動物が苦しんでいると思った場合、動物の苦痛を早急に和らげるために必要と思われる手段を講じるもしくは講じられるように手配することができる
- (2)(1) は、動物の処分の権限を与えるものではない
- (3) 獣医師が、保護動物の状態が、その動物の

最善の利益のために処分されるべきであると判断した場合、査察官もしくは警察官は以下のことを行うことができる

- (a) その場もしくは他の場所に移して動物を処分することができるもしくは
- (b)(a) により規定された行為が行われるように手配することができる
- (4) 査察官もしくは警察官は以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに (3) に規定されている行為を行うことができる
- (a) 処分する以外の適切な選択肢がないくらい動物の状態が悪い
- (b) 獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい処分が必要な状態である
- (5) 査察官もしくは警察官は、獣医師が以下のように判断した場合、動物を押収することができる
- (a) 動物が苦しんでいる
- (b) 状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
- (6) 査察官もしくは警察官は、以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに (5) に規定されている行為を行うことができる
- (a) 動物が苦しんでいる、もしくは状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
- (b) 獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい押収することが必要な状態である
- (7)(5) により与えられた権限には、(5) に規定された権限により押収された動物の子どもを押収することも含まれる
- (8)(5) の規定のもと動物が押収された場合、査察官もしくは警察官は以下のことができる
- (a) 安全な場所に動物を移動する、もしくは移動の用意をする
- (b) 動物の世話をする、もしくは世話の用意をする
 - (i) 押収されたときに飼育されていた敷地内において
 - (ii) その他適切な場所において
- (c) 識別のために、印をつけるもしくは印をつける用意をする
- (9)(8)(b)(i) の規定によりもしくは規定された手配のもと活動している者は、敷地内にある用具全てを用いることができる

(10) (3) もしくは (5) の許可を出すか否かを判断することを目的に、獣医師は、動物の検査や試料を採取することができる

(11) 動物の責任者の関知していない状態で本項に規定された権限を行使する場合、権限を行使した後できるだけ早急かつ適切な時間内に、動物の責任者に権限の行使を知らせるために、その状況において適切な手段を講じなければならない

(12) 本項により与えられた権限を行使することを妨害することは法律違反である

(13) 本項に規定された活動を行う際に費用を負担した者による申請があった場合、治安判断所は、適切な者に弁償を命令することができる

19 条 18 条の目的のための立ち入り調査の権限

(1) 動物査察官もしくは警察官は、以下のように思われる場合、保護されている動物を探すため、そしてその動物に関連して、18 条において規定されている権限を行使するために敷地内に侵入することができる

(2)(1) は、敷地内の私的な住居に侵入する権限を与えるものではない

(3) 査察官もしくは警察官は（必要であれば）、(1) に規定された権限を行使するために適切な力を行使することができるが、これは、(4) に規定されている令状が発行されそれが実行される前に侵入することが必要であると思われる場合のみである

(4)(5) を前提として、査察官もしくは警察官の申請のもと、治安判断所は、(1) に規定された目的のために、査察官もしくは警察官の敷地内への侵入、そして必要であれば適切な力を用いることを許可する令状を発行することができる

(5)(4) に規定された令状を発行する権限は治安判断所が以下の事項に納得した場合行使できる

(a) 保護動物が敷地内におり、動物が苦しんでいるもしくは状況が変わらないと苦しむ可能性が高いと考える適切な理由があり

(b) 敷地に関連して、52 条の要件が満たされている

20条 18条 (5)のもと押収された動物に関連する命令

- (1) 治安判断裁判所は、18条(5)の規定により押収された動物に関して以下のことを命令することができる
 - (a) 動物に特定の治療が行われること
 - (b) 特定の者に動物の所有権を譲渡すること
 - (c) 動物が売却されること
 - (d) 動物が売却以外の方法で処理されること
 - (e) 動物が処分されること
- (2) 18条(5)の規定により動物が押収されたとき、動物が妊娠している場合、生まれてくる子どもに関しても、(1)により与えられた権限が行使できる
- (3)(1)により与えられた権限は以下の者の申請によりのみ行使できる
 - (a) 動物の飼い主もしくは
 - (b) 動物に適切な関心があると裁判所が認めた者
- (4) 以下が当てはまらない場合、裁判所は(1)に規定された命令をすることができない
 - (a) 動物の飼い主に意見聴取の機会を与えた
 - (b) 飼い主と意思疎通を行うことが適当でないということが判明した
- (5) 裁判所が、(1)に規定された命令をする場合、以下のことを行うことができる
 - (a) 命令を実行する者を任命するもしくは実行の手配をすること
 - (b) 命令の実行を指揮する
 - (c) 命令の実行をするために更なる権限を与える(動物が飼育されている敷地内に侵入する権限を含む)
 - (d) 命令を実行するためにかかった費用の弁償を命令する
- (6) 本項により規定された権限の行使の判断には、動物の価値を保護する望ましさ及び弁償を命令される費用の増加を防ぐことなどを考慮しなければならない
- (7) 本項により与えられた権限の行使を意図的に妨害することは法律違反である
- (8) 18条(13)もしくは(5)(d)により動物の飼い主が負債を抱えた場合、動物の売却により得た金額から、負債の金額と同額を差し引くことができる

有罪判決後の権限

32条 懲役もしくは罰金

- (1) 4条、5条、6条(1)及び(2)、7条、8条に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) £2,000以下の罰金
もしくはその両方
- (2) 9条、13条(6)、もしくは34条(9)に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) 標準尺度においてレベル5以下の罰金
もしくはその両方
- (3) 12条もしくは13条に違反した者には、即決裁判によりこれらの各項による規定により定められた懲役もしくは罰金を科す
- (4) この法律に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) 標準尺度においてレベル4以下の罰金

33条 停止

- (1) 4条、5条、6条(1)及び(2)、7条、8条、9条に違反した者がその動物の飼い主である場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (2) 動物の飼い主が34条(2)に規定された資格剥奪をされており34条(9)に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (3)(1)もしくは(2)の対象となった動物に子どもがいる場合、命令は対象者の子どもの飼育の停止と動物の処分を含むことができる

34条 資格剥奪

- (1) 本項が適用される違反をした者に対して、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対

処方法に加えて、裁判所は(2)から(4)の一つ以上の規定のもと適切と思われる期間に及ぶ資格剥奪の命令をすることができる

- (2) 本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
 - (a) 動物を所有する資格、
 - (b) 動物を飼育する資格、
 - (c) 動物の飼育に参加する資格そして
 - (d) 動物の飼育方法を管理するもしくはそれに影響を及ぼす組織に参加する資格
- (3) 本項による資格剥奪は、動物の取引を行う資格を剥奪するものである
- (4) 本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
 - (a) 動物の輸送する資格そして
 - (b) 動物の輸送の手配を行う資格
- (5) (2), (3), (4) による資格剥奪は、動物全体に対して行うこともできるし、一つもしくは数種類の動物に対して行うこともできる
- (6) (1) に規定された命令を行った裁判所は、43条(1)に規定された命令終結の申請を行うことができない期間を定めることができる

35 条 資格剥奪に関連した動物の押収

- (1) 以下の場合、資格剥奪に従わずに所有もしくは飼育する動物全てを押収する命令をすることができる
 - (a) 裁判所が 34 条(1)に規定された命令をする
 - (b) 命令の対象者が命令による資格剥奪に従わず動物を所有もしくは飼育していると思われる
- (2) 動物の飼い主が 34 条(2)に規定された資格剥奪をされており 34(9)に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は、資格剥奪に従わずに所有するもしくは飼育している動物全てを押収を命令することができる
- (3) 資格剥奪をされた者により所有されている動物に関しては、(1)もしくは(2)による命令は動物の処理を命令するものとなる
- (4)(1)もしくは(2)による命令が実行されて押収さ

れた動物で、資格を剥奪された者に所有されていないものは、適切な裁判所の命令に基づき対処される